

2012年9月13日 全13頁

日本版クラスアクションの制度案

消費者庁の「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」

金融調査部 制度調査課
横山 淳

【要約】

- 2012年8月、消費者庁は、「被害回復裁判手続」（いわゆる日本版クラスアクション）の制度案をとりまとめた。
- 2011年に公表された専門調査会報告書や、制度骨子を踏まえて、いわゆる二段階型の訴訟制度が採用されている。具体的には、手続を二段階に分け、一段階目では、特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づく義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）。
- 二段階目では、第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理することとなる（簡易確定手続）。
- 今後、この制度案を踏まえて、法案化が進められるものと思われる。

【目次】

| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに..... | 2 |
| 1. 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の概要..... | 3 |
| 2. 第一段階（共通義務確認訴訟）の流れ..... | 3 |
| 3. 第二段階（簡易確定手続）の流れ..... | 8 |
| 4. 遡及適用について..... | 12 |
| おわりに..... | 12 |

はじめに

2012年8月、消費者庁消費者制度課は、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」（以下、「制度案」）¹をとりまとめた²。

これは、2011年8月22日に「消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会」が公表した「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」（以下、「専門調査会報告書」）³や、消費者庁が2011年12月に公表した「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」（以下、「骨子」）⁴を受けて、消費者被害の救済のための集合訴訟（集団訴訟）として導入が予定される「被害回復裁判手続」の概要を示すものである。

集合訴訟（集団訴訟）とは、一般に、「個別の被害者の権利を何らかの形で糾合して請求する訴訟手続」と説明される⁵。

事業者の過失・瑕疵等によって被害を受けた消費者は、その事業者に対して訴訟を提起して、損害賠償請求を行うことは可能である。しかし、個別の消費者が訴訟を提起することは、費用・労力などの点から、被害の程度によっては困難となることもあり得る。そこで、そのような個別の消費者による訴訟提起が困難な案件について、同種の被害を受けた多数の消費者の損害賠償請求権を束ねることで訴訟の提起・追行を容易にしようというのが、集合訴訟（集団訴訟）であると整理することができるだろう。

もちろん、現行制度の下でも、同じ事件の複数の被害者が、共同して訴訟を起こすことは可能であり、実際にも行われている（いわゆる共同訴訟、民事訴訟法38条）。しかし、「費用面や立証において一定の負担はあり、被害が少額であったり、見通しが立たない段階では委任しにくいこと、消費者が被害自体を認識しにくいことなどから、訴訟に参加せず被害回復が得られていない消費者も多い」⁶との問題点が指摘されている。

この点、集合訴訟（集団訴訟）であれば、仕組みを工夫することで、訴訟手続への参加のハードルを下げる（例えば、消費者団体や弁護士など消費者問題に精通した者が訴訟の中核を担うことで個々の消費者の負担を軽減する、事後的な参加を可能としたり、訴訟の効力の及ぶ範囲を拡大したりすることで参加者・対象者を増加し、消費者一人あたりの費用を軽減するなど）が可能であることから、より多くの消費者の救済に寄与することが期待されている。

加えて、多数の消費者の損害賠償請求権を束ねることによって、一つの訴訟手続で、その結

¹ 消費者庁ウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index12.html>）に掲載されている。

² なお、「制度案」についての意見募集が、2012年8月7日から9月6日まで行われた。

³ 内閣府のウェブサイト（<http://www.cao.go.jp/consumer/history/01/kabusoshiki/shudan/index.html>）に掲載されている。なお、拙稿「日本版クラス・アクションの専門調査会報告書」（2011年9月8日付レポート）も参照（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/11090801law-others.html>）。

⁴ 消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/index10.html>）に掲載されている。なお、拙稿「日本版クラスアクションと金融商品取引法」（『大和総研調査季報』2012年新春号（Vol.5）pp.98-123）も参照（<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12040201financial.html>）。

⁵ 内閣府国民生活局「集団的消費者被害回復制度等に関する研究会報告書」（2009年8月）p.16。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/torimatome.pdf>）に掲載されている。

⁶ 消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」（2010年9月）p.6。消費者庁のウェブサイト（<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100914body.pdf>）に掲載されている。

果を幅広く適用させることが可能となり、「紛争の一回的解決を図る」⁷ことも期待されている。

こうした訴訟制度の代表例としては、米国のいわゆるクラスアクション制度が有名である⁸。その意味では、今回、消費者庁がとりまとめた「制度案」は、日本版クラスアクションの概要を示したものと評価できるかもしれない。

1. 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の概要

「制度案」が想定する被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）は、訴訟全体を次の二段階に分けて実施するというものである。

- (第一段階) 特定適格消費者団体が原告となって、事業者の共通義務（対象となる消費者全体に共通する事実上・法律上の原因に基づく義務）の有無について審理する（共通義務確認訴訟）
- (第二段階) 第一段階で事業者の共通義務が認められれば、個々の消費者の授権を受けた特定適格消費者団体が届け出た債権について、個別の事情に基づいて、事業者が消費者に支払うべき金額を審理する（簡易確定手続）

これは、「専門調査会報告書」や「骨子」が提案していた、いわゆる「二段階型」と呼ばれるスキームを、基本的に踏襲したものである。以下、第一段階（共通義務確認訴訟）、第二段階（簡易確定手続）の流れを説明する。

2. 第一段階（共通義務確認訴訟）の流れ

(1) 概略

第一段階（共通義務確認訴訟）の大まかな流れを示すと図表1のようになる。

(2) 原告

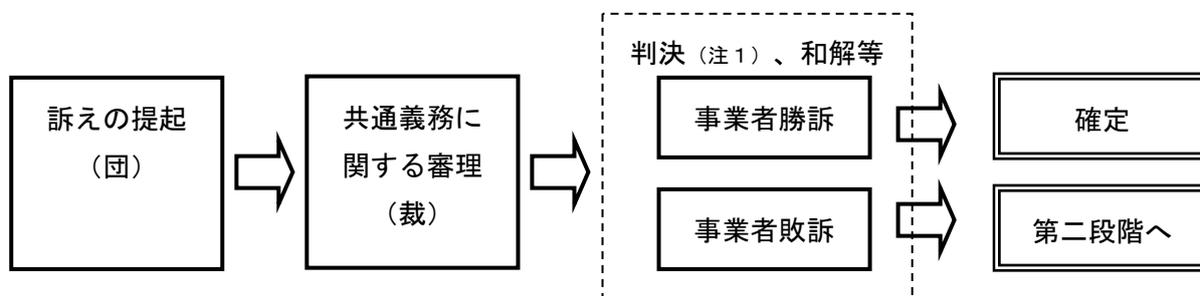
被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の第一段階（共通義務確認訴訟）の訴えを提起できるのは、「特定適格消費者団体」に限られている。個々の消費者や弁護士が、直接、訴

⁷ 「専門調査会報告書」p. 8。

⁸ 各国の制度概要については、拙稿「日本版クラスアクションと金融商品取引法」pp. 105-107 参照。

訟を提起することは認められない⁹。

図表 1 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の第一段階（共通義務確認訴訟）の流れ



(注1) 判決に対して、上級審に上訴することは可能だと考えられる。

(注2) 図中の略号の意味は次の通り。

(団) : 特定適格消費者団体 (裁) : 裁判所

(出所) 「制度案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

「特定適格消費者団体」とは、現行の「適格消費者団体」のうち、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）に基づく消費者被害の回復業務を行うのに必要な一定の要件を満たす者として、内閣総理大臣から認定を受けた者のことである。「適格消費者団体」とは、現行の消費者契約法に基づき、事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使できる者としての適格性を有するとして、内閣総理大臣に認定された法人のことである（消費者契約法2条4項）。「制度案」では、これらの「適格消費者団体」のうち、差止請求に関する業務を「相当期間にわたり継続して適正に行っている」ことや、「業務を適正に遂行するための体制」が整備されていることなどの追加的な要件を満たした者を、内閣総理大臣が改めて認定することが予定されている。

現在、（現行法上の）「適格消費者団体」は10団体であることからすれば¹⁰、実際に、日本版クラスアクションを起こせる「特定適格消費者団体」も、ある程度、限られてくるのではないかと予想される。

なお、複数の「特定適格消費者団体」が、同一の案件について訴えを起こす可能性があるが、この場合、訴訟手続を一本化する運用が予定されているようである。具体的には、他の裁判所に同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が係属している場合に、当事者の申立て又は裁判所の職権により、訴訟の全部又は一部を移送（裁判所間で訴訟を移転させること）する手続が設けられている。また、同一の裁判所に同一の共通義務確認訴訟が数個同時に係属するときには、その弁論、裁判を併合（同一の手続で審判すること）して行うこととされている（弁論等の必要的併合）。

⁹ 個々の消費者が、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）に該当しない、通常の損害賠償訴訟を提起することは可能だと考えられる。

¹⁰ 消費者庁のウェブサイト (<http://www.caa.go.jp/planning/zenkoku.html>)。

(3) 対象事案

被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の対象となる事案は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約（消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く））に関する次のものが予定されている。

- ①契約上の債務の履行の請求
- ②不当利得に係る請求
- ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求
- ⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求

（注）損害賠償の請求（③～⑤）については、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて生じた損害又は消費者契約の目的となるものの対価に関する損害に限る。

これを踏まえると、例えば、金融商品取引等を巡る説明義務違反などについても、「⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求」という枠組においては、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の対象となり得るということになるだろう¹¹。もっとも、この場合、あくまでも民法の規定に基づく請求であって、金融商品販売法の規定に基づく損害賠償請求ではないことから、金融商品販売法の定める無過失責任（同法5条）や損害額の推定（同法6条）は適用されないものと考えられる¹²。

また、有価証券報告書等の虚偽記載などについては、まず、そもそも消費者契約に該当するかどうか、具体的には、有価証券の保有者と発行者との間に契約関係が存在するか否かなどが問題となるだろう¹³。

その上で、仮に消費者契約に該当した場合には、「⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求」という枠組において、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の対象となり得るだろう。もっとも、この場合、あくまでも民法の規定に基づく請求であって、金融商品取引法の規定に基づく損害賠償請求ではないことから、金融商品取引法の定める無過失責任や損害額の推定（同法21条の2など）は適用されないものと考えられる。

その他、企業において関心の高い個人情報流出・漏洩事案については、個人情報の流出・漏洩防止そのものが消費者契約の目的となっているような場合、「③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求」などの枠組で、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の対象とな

¹¹ 虚偽広告・表示一般につき、「『集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子』についての意見募集に対する主な意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方」（以下、「消費者庁の考え方」）p.12 参照。消費者庁のウェブサイトに掲載されている（http://www.caa.go.jp/planning/pdf/120807_4.pdf）。

¹² 「消費者庁の考え方」p.8 参照。

¹³ 「消費者庁の考え方」p.11 参照。

り得るものと思われる。もっとも、「個人情報流出・漏洩したことに伴って生じた精神的苦痛に関する損害賠償請求や、当該個人情報が悪用されたことにより生じた損害は、通常は、消費者契約の目的又はその目的となるものの対価に関する損害に該当しない」¹⁴との考え方が、消費者庁から示されている。

なお、私見だが、実際には、①第一段階での争点がある程度明確であり、かつ、②第二段階で機械的に金額が定まりやすい、より単純な構図の事案の方が、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の対象となりやすいように思われる。例えば、不当な内容の契約・約款、あるいはシステム上の瑕疵等に基づく、手数料・金利などの過大な徴収や、本来、支払われるべき金額の不払いなどといった事案である。とりわけ、消費者のすそ野が広く、（例えば、これまで何の疑問もなく実行していたことが突然否定されたケースなど）被害の全貌が未だ顕在化していない案件ほど、事業者にとってのインパクトが大きくなるのではないかとと思われる。

(4) 被告

被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）において、訴えられる対象（被告）となるのは、原則、消費者契約の相手方である**事業者**である。ここでいう事業者には、法人その他の社団又は財団のほか、事業を行う個人も含まれる。

加えて、前記(3)の「⑤不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求」については、消費者契約の相手方である事業者以外にも、次のものも被告となり得る。

◇消費者契約の履行をする事業者

◇消費者契約の締結について勧誘をし、勧誘をさせ、勧誘を助長する事業者

つまり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の場合、消費者との契約の直接の相手方だけではなく、実際にサービスを提供したり、勧誘を行ったりする事業者も対象となり得るということである。

(5) 共通義務

被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の第一段階で、争われるのは「共通義務」の有無、即ち、被告となった事業者が、相当多数の消費者に対して、これらの消費者に共通する

¹⁴ 「消費者庁の考え方」 p. 10。

事実上、法律上の原因に基づき、金銭を支払うべき義務を負っているか否かである。これは「専門調査会報告書」や「骨子」で「共通争点」と呼ばれていたものに相当する。

例えば、相当多数の消費者に損害が発生している場合に（多数性の要件）、これらに共通する責任（共通性の要件）が、事業者側に認められるか否か（例えば、消費者の利益を不当に害するような条項を契約・約款等で強要していたか、など）が、争われるものと考えられる。

なお、第一段階では、あくまでも全体に共通する争点が争われる。個々の消費者の事情は、第二段階の手続で判断されることが予定されている。

(6) 判決等の効力

裁判所が、事業者の共通義務を認める判決（認容判決）を行った場合（つまり、特定適格消費者団体勝訴、事業者敗訴）、個々の消費者に対してその事業者が支払うべき金額を確定する第二段階に進むこととなる。

そのほか、事業者の共通義務を認める訴訟上の和解や、事業者側が自分の共通義務を認めた場合（請求の認諾）も、同様に第二段階に進むこととなる。

他方、裁判所が、事業者の共通義務を認めなかった場合（棄却判決等、つまり、特定適格消費者団体敗訴、事業者勝訴）、第一段階のみで手続は終了することとなる。

加えて、仮に、裁判所が、認容判決を行った場合であっても、事案の性質、第二段階で必要となる審理・立証の内容その他の事情を考慮して、（第二段階で）個々の消費者の請求権の存否やその内容を、適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる（つまり、特定適格消費者団体の請求の全部又は一部を認めない）。

これは、多数の消費者の請求を一つの訴訟に束ねる以上、個々の消費者の請求は同種・同質のもの、言い換えれば、個別性の乏しいものでなければ意味がない。特に、訴訟手続を二段階に分ける以上、重要な争点は事業者の共通義務として第一段階で解決されており、第二段階では「個々の消費者ごとに相当程度の審理が必要となることがない程度になっている状態」¹⁵になっていなければ、制度として機能しないこととなる（支配性・優越性の要件）。そのため、仮に、第一段階において、事業者側に何らかの瑕疵が認められたとしても、それだけで個々の消費者に対する金銭の支払義務の有無や、支払うべき金額が、適切かつ迅速に決められないような場合には、裁判所は、訴えの全部又は一部を却下できるとしたものと考えられる。

なお、裁判所が、第一段階の判決を下した場合、その効力は、原告（訴えを起こした特定適格消費者団体）、被告（事業者）に加えて、その他の特定適格消費者団体や、第二段階で手続

¹⁵ 「専門調査会報告書」p. 16。

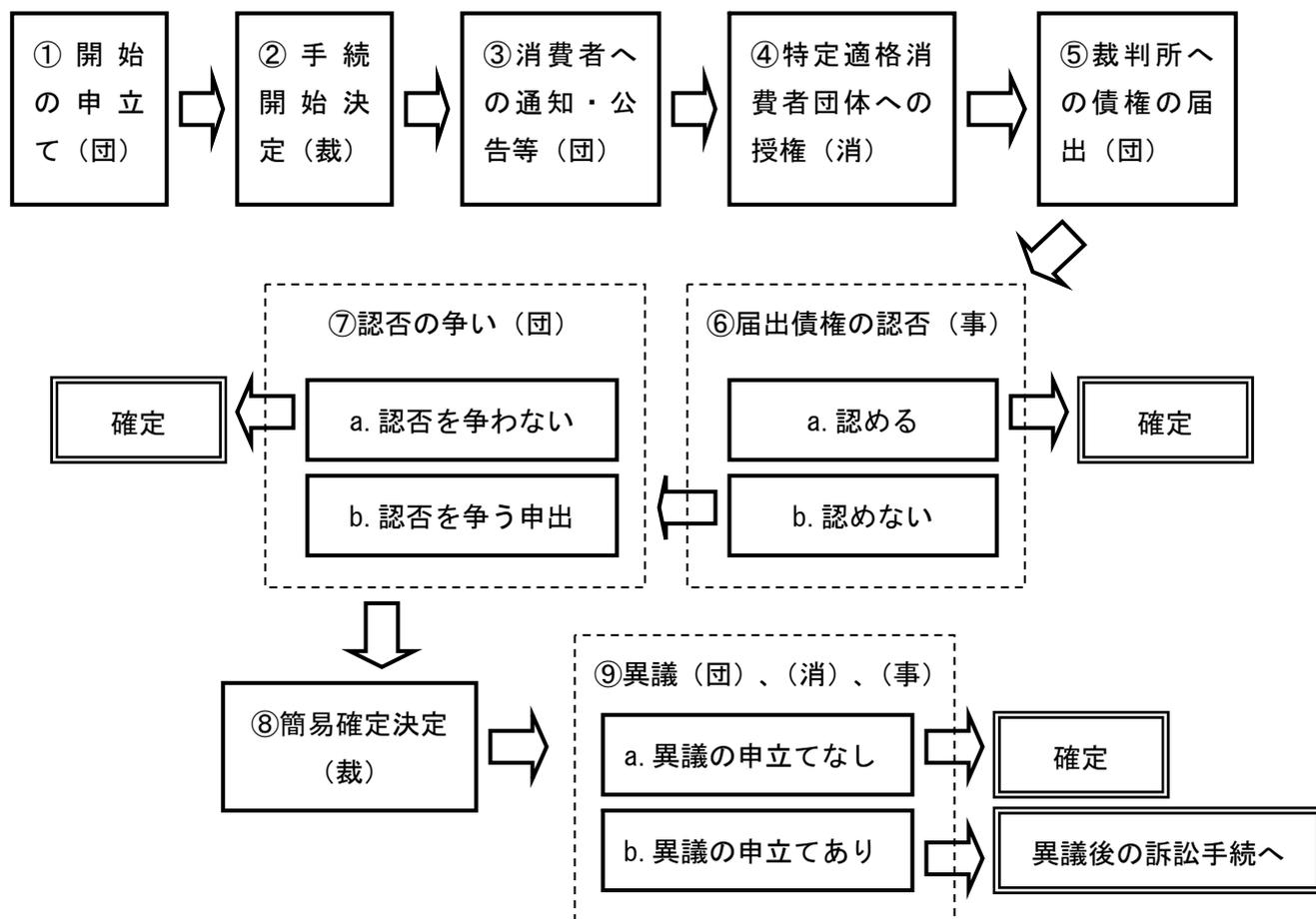
に加わる消費者¹⁶についても及ぶこととされている。つまり、一度、確定判決がなされた事案を、他の特定適格消費者団体が蒸し返すことは認められない¹⁷（いわゆる一回的解決）。ただし、第二段階で手続に加わらない消費者が、個別に訴訟を提起することは可能ということになる。

3. 第二段階（簡易確定手続）の流れ

(1) 概略

第二段階（簡易確定手続）の大まかな流れを示すと次のようになる。

図表2 被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の第二段階（簡易確定手続）の流れ



(注) 図中の略号の意味は次の通り。

(団) : 特定適格消費者団体、(消) : 消費者、(事) : 事業者、(裁) : 裁判所
(出所) 「制度案」を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹⁶ 厳密には、第二段階の手続を行う特定適格消費者団体に授權を行い、同団体を通じて債権の届出が行われた消費者（届出消費者）。

¹⁷ ただし、原告と被告が共謀して対象となる消費者の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、他の特定適格消費者団体が、再審の訴えを行うことができる。

(2) 手続の当事者

第二段階（簡易確定手続）は、第一段階（共通義務確認訴訟）の原告であった特定適格消費者団体が、被告であった事業者を相手方として、第一段階（共通義務確認訴訟）の第一審判決を行った地方裁判所において、手続が進められる。

なお、個々の消費者は、後述(3)の特定適格消費者団体への授権を通じて、手続に間接的に参加する形となり、直接、手続の当事者となる訳ではない（後述(5)）¹⁸。

(3) 手続の開始

第一段階（共通義務確認訴訟）において、被告の事業者に、対象となる消費者に対する金銭の支払義務（共通義務）が認められた場合、原告の特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、判決の確定日等から1か月以内に第二段階（簡易確定手続）の申立てを裁判所に行い、所定の金額を予納しなければならない（申立義務、図表2①）。

申立てを受けた裁判所は、第二段階（簡易確定手続）の開始決定を行う（図表2②）。このとき、裁判所は、特定適格消費者団体が、後述(5)の対象となる消費者の債権の届出を行う期間（届出期間）や、事業者が、後述(6)の届け出られた債権の認否を行う期間（認否期間）も決定する。開始決定があれば、裁判所は、その旨や対象となる消費者の範囲、届出期間、認否期間などを公告し、各当事者に対しても通知する。

(4) 特定適格消費者団体による公告・通知（周知手続）

「制度案」では、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の効力は、あくまでも第二段階で特定適格消費者団体に授権を行った消費者にのみに及び、授権を行わなかった消費者には及ばない（つまり、日本版クラスアクションによる救済の対象とはならない）ものとされている（いわゆるオプト・イン型）¹⁹。そのため、第二段階の手続が開始されたことを、対象となる消費者に周知すること（参加を呼び掛けること）が重要となる。周知の手続としては、前記(3)の裁判所による公告のほか、次のような手続を行うこととされている（図表2③）。

¹⁸ 個々の消費者が、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）に該当しない、通常の損害賠償訴訟等を提起することは可能だと考えられる。

¹⁹ もちろん、別途、通常の損害賠償訴訟等を提起することは可能だと考えられる。

①第二段階（簡易確定手続）の開始申立てを行った特定適格消費者団体（以下、申立団体）による通知

……届出期間末日の1か月前までに、知っている対象消費者に対し、事案の内容などを通知

②申立団体による公告

……届出期間末日の1か月前までに、相当な方法により、事案の内容などを公告

③相手方の事業者による公表

……申立団体の求めがあるときは、届出期間中、インターネットの利用、営業所等における掲示などにより、前記(3)の裁判所による公告事項を公表

さらに、申立団体が、適切に対象となる消費者に対して通知ができるように、相手方の事業者に対して情報開示を求めることができることとされている。具体的には、後述(5)の対象となる消費者の債権の届出を行う期間（届出期間）中に、申立団体の求めがあるときは、開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときを除き、対象消費者の氏名・住所等が記載された文書（電子媒体を含む）を、その申立団体に開示することを拒むことができないとされている²⁰。事業者側が応じない場合には、申立団体は、裁判所に対して情報開示命令を発するよう求めることもできる（情報開示命令の申立て）²¹。

(5) 授権、対象債権の届出

申立団体は、対象となる消費者から、その有する相手方事業者に対する損害賠償や不当利得返還などの請求権（対象債権）の授権を受けることで、第二段階の手続を進める（追行することとなる（図表2④）。言い換えれば、対象となる消費者は、第二段階の手続に、直接、当事者として参加するわけではないが、自分の有する対象債権を、申立団体に対して授権することによって、間接的に参加することとなる。逆に、ここで申立団体に授権を行わなかった消費者には、被害回復裁判手続（日本版クラスアクション）の効力は及ばない。ただし、別途、自分で訴訟を提起することは可能だと考えられる。

授権に先立ち、申立団体には、授権をしようとする消費者に対して、手続や事案の内容等について説明を行うことが義務付けられている（説明義務）。

申立団体は、消費者から授権された対象債権を、届出期間内に裁判所に届け出る（図表2⑤）。申立団体から届出のあった対象債権について、裁判所において届出消費者表が作成される。

²⁰ 相手方の事業者は、個人の氏名及び住所等が記載された部分のみを開示する（それ以外の部分は開示しない）ことは許される。

²¹ 情報開示命令自体には、執行力（強制的に実現する効力）は有しないが、正当な理由なく命令に従わないときには、裁判所により過料に処せられる。

(6) 届出債権の認否とその争い

相手方の事業者は、認否期間内に、前記(5)で届出のあった対象債権（届出債権）の内容について認否を行う（図表2⑥）。つまり、消費者の主張する個々の損害賠償や不当利得返還などの請求権について、それを認めるか否かの意思表示を行うこととなる。

事業者が、その内容の全部を認めた届出債権の内容は、そのまま確定することとなる（図表2⑥a）。つまり、消費者の主張の通りに、事業者の責任（金銭の支払義務）が認められることとなる。

事業者が、その内容の全部又は一部を否認した届出債権については（図表2⑥b）、申立団体が、認否期間末日から1か月以内に、裁判所に「認否を争う旨の申出」を行わなければ（図表2⑦a）、事業者の認否の内容に従って、届出債権の内容が確定することとなる。つまり、事業者が認めた範囲内でのみ、事業者の責任（金銭の支払義務）が認められることとなる。

事業者が、その内容の全部又は一部を否認した届出債権について（図表2⑥b）、申立団体が、認否期間末日から1か月以内に、裁判所に「認否を争う旨の申出」を行った場合（図表2⑦b）、裁判所において届出債権の内容が争われることとなる（後述(7)）。

(7) 簡易確定決定

前記(6)で、届出債権の認否について、申立団体と事業者との間で争いがある場合、裁判所において、その内容が争われることとなる（図表2⑧）。即ち、申立団体から「認否を争う旨の申出」があった場合、裁判所は、当事者双方を審尋（当事者に陳述の機会を与えること）して、簡易確定決定を行うものとされている²²。

裁判所が簡易確定決定を行えば、後述(8)の異議の申立てがない限り、その決定内容が確定して、確定判決と同一の効力を有することとなる（図表2⑨a）。

(8) 異議の申立てと異議後の訴訟

裁判所の簡易確定決定に不服がある当事者（申立団体、事業者）は、決定書の送達を受けた日から1か月以内に異議の申立てを行うことができる。また、当事者以外に、債権の届出がなされた消費者（届出消費者）自身も、申立団体が決定書の送達を受けた日から1か月以内に異議の申立てを行うことができる。

²² もちろん、「認否を争う旨の申出」や債権の届出自体が却下されることもあり得る。

異議の申立てがなされた場合、申立団体（異議の申立てを行ったのが届出消費者である場合は、その届出消費者）を原告、事業者を被告とする通常の訴訟に移行することとなる（図表 2 ⑨b）。

4. 遡及適用について

被害回復裁判制度（日本版クラスアクション）導入に向けた動きが具体化する中で、その適用時期についても関心が高まるものと思われる。特に、どの時点から被害回復裁判制度（日本版クラスアクション）が適用されるかの判断について、訴えの時点を基準とするのか、損害賠償等の原因となる事業者の行為の時点を基準とするのかは、実務上、大きな影響があるものと思われる。この問題に関して「制度案」では明記されていないが、消費者庁は、「骨子」に寄せられた意見に対する回答の中で、次のような見解を示している²³。

本制度は、民事訴訟制度の特例を定めるものであり、既存の実体法に変更を加えるものではない。本法施行後の請求（訴え）であって、実体法に基づく対象債権が存在する場合には、適用の対象となると考えられる。

これを見る限り、特定適格消費者団体による訴えが、被害回復裁判制度（日本版クラスアクション）を導入する法律の施行後であれば、原因となる事業者の行為は過去に遡って対象とすること（遡及適用）も可能とする方針であるように思われる。今後の議論に注目したい。

おわりに

集合訴訟（集団訴訟、クラスアクション）制度そのものの問題点については、既に何度か論じているので、ここでは繰り返さない²⁴。

また、具体的な仕組みについても、「制度案」は、概ね、2011年12月に公表された「骨子」を踏まえたものとなっている。従って、「骨子」に対するのと同様の指摘を「制度案」に対しても行うことができるだろう。例えば、①訴訟段階が二段階に分かれているため、解決までの期間が長期化する可能性がある、②実質的なオプト・インが採用されているため、手続を失念して救済を受ける機会を逸する消費者が生じる可能性がある、③同様に、事業者側も、事後的

²³ 「消費者庁の考え方」 p. 18。

²⁴ 拙稿「日本版クラス・アクションの専門調査会報告書」（2011年9月8日付レポート）、「日本版クラスアクションと金融商品取引法」（『大和総研調査季報』2012年新春号（Vol. 5） pp. 98-123）参照。

に消費者個人による訴訟が提起されて、一回的な解決が図れない可能性がある、といった問題である。